2024年5月8日

桜森ハイツの管理について、区分所有者の共同の利益を増進し、良好な環境を確保することを目的として以下の通り決定したく動議を通知いたします。

- 1.共有部分は、桜森ハイツ全区分所有者共有の資産であり、適切に維持、管理をおこなう。特別な事案が発生した際には、区分所有者で協議し過半数以上の賛成をもって、必要に応じて修繕等をおこなうこととする。なお、協議を経ず個別に修繕等がおこなわれた事案に関しては、他の区分所有者は責任を負わないこととする。
- 2.受水槽および高架水槽に関する設備一式は桜森ハイツの共有部分であるため、今後おこなわれる点検、清掃、修理、交換等かかる費用は全区分所有者で等分に負担する。

- 3.2023 年 10 月に、個別メーターより手前の配管から漏水が発生した。大和市水道局の見解を受けて共有部分からの漏水と判断し、修理工事代金(見積金額税込 42,350円)を区分所有者で等分に負担する。これに伴い、上記の漏水によって被害があった 302号室のクロス張替費用(見積金額税込 67,000円)についても区分所有者で等分に負担する。
- 4.1 階、2 階の店舗部分の専用部分(シャッター、看板、掲示板等、共有部分を専用的に使用している部分)に関しては、店舗部分の区分所有者の責任において維持、管理をおこない費用負担する。

上記内容に賛成の方は、以下余白に所有部屋番号を明 記の上、署名捺印してください。桜森ハイツ過半数5 区分所有者以上の賛成をもって可決され実行される ものとします。